

令和4年度当初予算編成方針の概要

I 基本的考え方

「島根創生計画」に基づき、令和4年度においては、引き続き、島根創生を着実に推進する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大防止、医療提供体制の強化、地域経済の回復、県民生活の支援など全力で取り組んでいるところであるが、引き続き、感染症対策を講じる必要がある。

他方で、財政見通しでは、令和4年度以降も10億円台後半から20億円台前半の財源不足を見込んでおり、県財政は依然として厳しい状況にある。

令和4年度当初予算では、引き続き、国の施策や財政支援を踏まえて新型コロナウイルス感染症対策を検討するとともに、島根創生を着実に推進するための事業へ予算を重点配分する。

同時に、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、感染症の影響による社会の変化を十分に踏まえた事業内容の見直しや事務の効率化に取り組む。

II 予算要求枠

1. 個別調整経費

(1) 島根創生推進重点経費

令和3年度当初予算額（一般財源）の範囲内

ただし、新たな課題に対応する必要があり増額が必要な場合は、令和3年度当初予算額（一般財源）の10%増の範囲内

(2) 特別需要経費

部局調整枠で計画的に対応することが難しい大規模かつ臨時的な経費等で、別途認める事業については、所要額

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、今後の感染状況や国の関連予算の内容を踏まえ、所要額

2. 部局調整枠

令和3年度当初予算額（一般財源）相当の範囲内

なお、予算原案の作成に当たっては、事業の必要性や効果を検証し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することで、行政事務費の令和3年度当初予算額（一般財源）の1%相当を目安に見直しを行うこと

3. 公共事業費

- (1) 国庫補助公共事業費、県単公共事業費及び維持修繕事業費については、令和3年度当初予算額（県費負担額）の範囲内
- (2) 国土強靱化対策事業（国庫補助事業）、災害復旧事業費、国直轄事業負担金、大規模事業で別途認める事業等については、所要額